

平成 25 年 5 月 15 日

社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会  
理 事 長 松 尾 典 夫 様

監 事 監 査 報 告 書

私たち監事は社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について下記のように監査を致しました。

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 監査を行った日時 | 平成 25 年 5 月 15 日 (水)<br>午前・午後 9 時 00 分～11 時 00 分  |
| 2. 監査を行った場所 | 北九州市立浅野社会復帰センター   |
| 3. 監査を行った会計 | 社会福祉法人北九州精神保健福祉事業協会<br>平成 24 年度<br>①一般会計<br>本部会計<br>地域活動支援センター<br>共同生活援助事業<br>②就労支援事業会計<br>就労移行支援事業・就労継続支援事業 B 型<br>就労移行支援事業 (ジョブサポートセンター黒崎)<br>③特別会計<br>公益事業 (受託事業) 会計 |

この監査にあたって、私たち監事は、関連する法令及び通知に従い、社会福祉法人監事監査要領に定められた監査手続きを実施致しました。

監査の結果、私たち監事の意見は次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の事業の執行状況を正しく示し、不審の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不審の点はないと認めます。
- (3) 各会計の貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当法人の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 各会計の収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当法人の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

監 事 和田美記江 

監 事 加藤 啓夫 